令和6年度地域包括ケアシステム実践者向け研修事業(生活支援体制整備実践研修)業務 企画提案募集に係る質問と回答

	質 問	回 答
1	4 業務内容(4)実施方法について 実施方法については、原則オンラインと書いてあるが、研修の質の 向上を図る点から、集合参集型(会場型)での開催でも可能かどうか お伺いしたい また集合参集型(会場型)で開催が可能な場合、全3回の会場を同 一会場でも良いかどうかお伺いしたい	原則オンラインでの開催を想定していますが、対面で開催すべき特段の理由がある場合は、対面で開催でも問題ございません。 その場合、開催会場が同一であっても構いません。
2	4 業務内容(5)業務内容 イ研修運営 ・開講案内の作成・送付について ①開講案内は、何か参考となる開催案内があるのかどうかお伺いしたい。 ②送付については、県から送付先情報リストなどの提供があるのかどうかお伺いしたい。送付先リストがある場合、概ね何件位あるのかお伺いしたい。 ③開講案内はメールでの送付でも問題ないかお伺いしたい。	
3	4 業務内容(6)研修の留意事項 ①業務実施に当たり、適宜、県地域包括ケア課で行う他の研修や生活支援体制整備事業に係るアドバイザー派遣等の業務と連携と記載してあるが、具体的にどのようなことを行うのかお伺いしたい②研修開催終了後、契約終了までオンデマンド配信を行うと記載してあるが、これは研修全体の撮影動画を配信ということか、それとも講義部分の録画をしたものを配信ということか、お伺いしたい③研修全体の撮影動画の配信の場合、グループワーク中も全グループの撮影ということか、お伺いしたい(その際の顔の加工が必要かどうか)	①県が実施する他の研修やアドバイザー派遣事業について、事業の進捗状況等に関して適宜情報収集を行うなどして、本研修事業の効果が最大限発揮させることを目的に記載しています。 ②講義部分のみの配信を想定しています。 ③上記のとおり講義部分のみの配信を想定しています。
4	同研修は、昨年度まで埼玉県として実施されていたのかどうかお伺いしたいです	昨年度までは、生活支援コーディネーター向け研修として実施しています。
5	埼玉県内に生活支援コーデイネーターは、どこに(社協、地域包括 支援センター、市町村)何人位の方が在籍されているのでしょうか? 分かる範囲で教えていただけますでしょうか?	第1層生活支援コーディネーターとして約90名、第2層生活支援コーディネーターとして約260名が 在籍しています。

_					
1	0	埼玉県において生活支援コーデイネーターの法定資格は(介護支援専門員、社会福祉士、社会福祉主事、その他)それぞれ何人いるのでしょうか? 分かる範囲で教えていただけますでしょうか?	法定資格を有する生活支援コーディネーターの人数については、埼玉県では把握しておりません。		
		埼玉県の生活支援コーデイネーターの協議体はどの程度(何か所) あるのでしょうか? ある場合は、最近の協議体としての課題や議論としては、どのような ことが揚っているのでしょうか? 会議録などで確認することはできますでしょうか?	第1層協議体が61箇所、第2層協議体が約300箇所ございます。 県では市町村で実施される協議体の議題については把握しているわけではないため、必要に応じて個別に市町村へお問い合わせください。		
1		埼玉県としての第9期介護保険・支援事業計画では、生活支援コーデイネーターに関することがどのように挙げられているのでしょうか?	第9期埼玉県高齢者支援計画の中では、生活支援コーディネーターに関する取組みについても盛り込んでいます。詳細については、下記ホームページを参照してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/koureikeikaku/dai9ki.html		
	0	「4 業務内容」の(2)受講対象者について ア. 県内市町村の生活支援体制整備事業の担当者、イ. 県内市町村の生活支援コーディネーターは、一体的に(一緒に)研修を行ってよいのか?	問題ございません。		
1	10	「4 業務内容」の(2)受講対象者について この研修事業でいう「イ. 県内市町村の生活支援コーディネーター」 とは、初任者ではなく経験者ということでよろしいでしょうか。研修の 水準で準備するべきかという観点からご質問させていただきます。	職務経験を問わず研修参加を募る予定です。		
1	11	4. 業務内容(5)業務内容 ア研修の企画に記載の「研修会場の確」 保について 原則オンラインでの研修となっているが、研修の会場との記載が あった。これはどのようなことを想定して記載されているのか。	対面で実施した場合に備えて記載しております。オンラインで実施する場合、研修会場の確保は不要です。		
12	12	4業務内容 (6)研修の留意事項について 「生活支援体制整備事業に係るアドバイザー派遣等の業務と連携すること」とあるが、このアドバイザーとは下記の別資料の名簿に記載の方々を指すのか。	生活支援体制整備事業に係るアドバイザーとは、県の依頼により、埼玉県社会福祉協議会、さわやか福祉財団から派遣されるアドバイザーを指します。		
		出典:「埼玉県における市町村への後方支援の取組について」の資料の4頁目の上段にある「部会委員(アドバイザー)」の名簿に記載の学識経験者などの委員			

を指すのか。

4業務内容 (6)研修の留意事項について 県地域包括ケア課で行う「他の研修」との記載があったが、それは何 を指すのか

や制度概要、地域支援事業の全容の理解を促す研修です。